

本部町長 殿

住 所： _____

氏名（名称）： _____

電話番号： _____

本部町ちゅらまちづくり応援寄附申込書

本部町のまちづくりを応援するため、次のとおり寄附します。

金 円也

寄附金の使途を次の中から指定して下さい。指定がない場合は、町長が事業の指定をさせていただきます。

指定	事業の種類	寄附金の内訳（円）	備考
	(1)産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業		
	(2)自然環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業		
	(3)教育、文化、スポーツ活動の充実にに関する事業		
	(4)町民の健康増進及び福祉の向上に関する事業		
	(5)町民によるまちづくり活動の推進に関する事業		
	(6)町におまかせします		

備考 1 使途を指定する事業の指定欄に○印を付けて下さい。

2 複数の事業を指定する場合は、寄附金の内訳欄にそれぞれ充てるべき金額を記入して下さい。

寄附金の内容の公表について、次の中から選んで下さい。選択のない場合は、匿名扱いとして取り扱いさせていただきます。

選択	公表の取り扱いについて
	氏名（名称）と寄附金額を町ホームページ等に掲載してもよい
	寄附金額のみ掲載してもよい（匿名扱い）

備考 該当する取り扱いの選択欄に○印を付けて下さい。

※裏面もご確認をお願いします。

希望する特典品（特典品名称及び個数を記入下さい。）※寄附金額の範囲内で複数選択可能です。

※本部町内に住所を有する方の返礼品は「本部町特産品セット」となります。

	特典名称
1	
2	
3	

特典品の送付先（申込者の住所及び氏名と同一である場合は記入不要です）

住 所 〒

氏 名

電話番号

注意事項

○特典品の発送は日本国内に限らせて頂きます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について（いずれかを○で囲んで下さい）

ふるさと納税ワンストップ特例制度を 希望する 希望しない

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、寄付者がお住まいの市町村に対し寄附の控除申請を寄付者に代わって寄附受入先の自治体が行う特例制度です。

ふるさと納税ワンストップ制度が利用できる方は次の条件に当てはまる方となります。

- ・確定申告を行わない給与所得者
- ・寄附をする自治体（都道府県もしくは市区町村）5団体以内の方

ふるさと納税ワンストップ制度の手続きは以下の通りとなります。

ア 寄附金の振り込み確認後、受領証明書とあわせて「申告特例申請書」を本町より送付します。

イ 「申告特例申請書」に必要事項を記入、押印の上、添付書類と併せて本部町役場へ郵送下さい。

同制度の利用に当たっては、申請書の提出が必須となりますので、ご留意下さい。

転居による住所変更など申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税した翌年の1月10日までに「変更届出書」を本部町役場へ提出することが必要となりますので、その際は本部町役場 総務課 財政班 0980-47-2101(内線：205)まで連絡をお願いします。

ご寄付いただける場合は、【本部町ちゅらまちづくり応援寄附申込書】にご記入いただき本部町役場総務課宛にメール、FAX、郵送、ご持参のいずれかの方法で申し込み下さい。

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町役場総務課 財政班

TEL：0980-47-2101(内線：205) FAX：0980-47-4576 E-mail:zaisei@towm.motobu.okinawa.jp